

○地方自治法の一部を改正する法律〔例規整備〕

公布年月日番号 平成24年9月5日 法律第72号

施行年月日 公布の日（一部：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）

＜はじめに＞

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号。以下「一部改正法」といいます。）が公布され、同日（一部、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行することとされました。

今回の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の改正では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われています。

今回の改正は、一部の地方公共団体において、長と議会の対立の激化から議会開催の拒否や専決処分の乱発、条例の不公布、住民による首長や議会のリコール請求といった事案が発生したことや、住民基本台帳ネットワークへの接続拒否の問題等、これまで法が想定していなかった事案の発生を受けて検討が行われてきたものであり、改正事項のほとんどは、平成23年の通常国会（第177回国会）に提出すべくまとめられていたものですが、同年の東日本大震災の影響により、法案の提出がずれ込み、本年の通常国会（第180回国会）での可決・成立となりました。

一部改正法の要点は、次のとおりとなっています。

第1 議会制度の見直しに関する事項

1 議会の会期制度

- ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通常の会期とすることができることとする。

2 議会の招集手続

- ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

3 議会運営

- ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。
- 4 議会の調査権
- ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。
- 5 政務活動費
- ・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。
- 第2 議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項
- 1 再議制度
- ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。
- 2 専決処分の制度
- ・ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
 - ・ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。
- 3 条例の公布に関する制度
- ・ 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。
- 第3 直接請求制度の見直しに関する事項
- ・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。
- 第4 国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項
- ・ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。
- 第5 一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項
- 1 組織の変更及び廃止の特例
- ・ 一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。
- 2 特例一部事務組合
- ・ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- 3 広域連合の理事会
- ・ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

<概要と例規整備>

一部改正法は、内容が多岐にわたりますので、項目ごとに概要※、新旧対照表及び例規整備情報を併せて紹介する構成としました。

※概要は、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（平成24年9月5日付け総行市第134号各都道府県知事、各都道府県議会議長宛て総務大臣通知）からの抜粋

第1 議会制度の見直しに関する事項

1 議会の会期制度（公布の日施行）

概要

- (1) 普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるものとされたこと。（法第102条の2第1項関係）
- (2) (1)の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならないものとされたこと。（法第102条の2第6項関係）
- (3) 普通地方公共団体の長は、(1)の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができるものとされたこと。（法第102条の2第7項関係）
- (4) (1)の議会の議長は、当該普通地方公共団体の長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとされたこと。（法第121条第2項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
(新設)	<u>第一百条之二 普通地方公共団体の議会</u> <u>は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</u> ② <u>前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日</u>

にこれを招集したものとみなす。

③ 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会在解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。

⑧ 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百一十一條第一項、第二百四十三條の三第二項及び第三項並びに第二百五十二條の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十

第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。 (新設)	<u>日以内に」と、第百二十一条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。</u> 第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。<u>ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。</u> ② <u>第百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。</u>
--	--

例規整備

(1) 「会期の始期及び定例日を定める条例」の制定

新設された法第102条の2の規定を受けて通年の会期を選択する場合は、同条第1項の会期の始期と同条第6項の定例日について、条例で定める必要があります。

該当例規名 **〇〇市議会の会期及び定例日を定める条例(新設)**

〇〇市議会の会期及び定例日を定める条例（ぎょうせい試案）

- 1 〇〇市の議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。次項において「法」という。）第102条の2第1項の規定により、定例会及び臨時会とせず、毎年〇月〇日から翌年の当該日の前日までを会期とする。
- 2 法第102条の2第6項の定例日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。

【第2項別案】

- 2 法第102条の2第6項の定例日は、毎月15日（その日が〇〇市の休日を定める条例（平成〇年〇〇市条例第〇号）第〇条第〇項に規定する〇〇市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い〇〇市の休日でない日）とする。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

※定例日の規定は一例です。傍聴のしやすさや、勤労者等が議員になることを容易にする観点から、休日を定例日とすることも考えられると思われます。

今回の法改正前から事実上の通年議会を採用していた議会については、法第102条の2に基づく通年議会に移行するのが通常であると思われます。定例日の定め方や定例日以外の日に開かれる会議の運用を工夫することで、従前と同じか、それに近い運用も可能となることから、あえて同条に基づく通年議会の制度を利用せず、従来の制度を継続する理由は乏しいものと思われます。

なお、議会の会期制度については、地方制度調査会の「地方自治法改正案に関する意見」（平成23年12月15日）（以下「地制調意見」といいます。）に次のような記述があります。条例検討の際の参考になると思われますので、御紹介いたします。

原案〔編注：総務省が第177回国会提出に向けて検討してきた地方自治法改正案〕は、会期の始期を1月に限定することとしているが、例えば議会の議員選挙後から会期を開始する場合等も想定されることから、必ずしもこれに限定する必要はなく、会期の始期は条例に委ねることとすべきである。

また、原案は、条例で毎月1日以上 の定例日を定めることとしているが、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、会議の日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はないものと考えられる。この場合において、今回の制度改正の趣旨が現行の定例会・臨時会とは異なる議会運営の方式を導入することであり、住民にとって予見可能性のある形で会議が開かれるようにするものであることを踏まえて、条例で定例日を定めることとすべきである。

通年の会期を選択した場合、議会の会議は定例日及び議長が必要と認めた日に開かれることとなる。このため、原案は、長等の議会への出席義務について、定例日及び議案が審議される日に限定することとしているが、地方公共団体を代表する立場にある長の

円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである。

(2) 通年の会期を選択した場合の例規整備

通年の会期を選択した場合は、法第102条の規定の適用が排除され、「定例会」という概念がなくなりますので、「議会の定例会の回数を定める条例」及び「議会定例会の招集時期に関する規則」は、廃止することになると考えられます。

また、「定例会」、「臨時会」、「次の議会」、「閉会」といった定例会と臨時会からなる議会を前提とした語が用いられている箇所や、「招集日＝参集日」という文脈で「招集」という語が用いられている箇所については、別の言葉に置き換える等の整理が必要となると考えられます。下記に掲げる整備例は、その一例です（参考に、法における通年の会期を選択した場合の読替えの事例も掲げましたので、併せて御覧ください。）。

なお、「議会会議規則」や「議会委員会条例」についても、上記の観点から、通年の会期を選択することに伴う規定の整備が必要となりますが、どのような規定とするかについては、議会運営についての専門的な判断が求められますので、本稿では、これらについての整備例の御紹介は、見送らせていただきます。

該当例規名 ○○市情報公開条例施行規則

該当条文	改正条文
(実施状況の報告及び公表) 第9条 条例第14条の規定による実施状況の報告は、年度ごとの請求受付件数、公開件数、非公開件数その他の事項について、翌年度最初に <u>招集される市議会定例会</u> において行うものとする。	(実施状況の報告及び公表) 第9条 条例第14条の規定による実施状況の報告は、年度ごとの請求受付件数、公開件数、非公開件数その他の事項について、翌年度最初の <u>定例日（地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の2第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議</u> において行うものとする。
2 (略)	2 (略)

該当例規名 ○○市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

該当条文	改正条文
(費用弁償) 第3条 議員が <u>定例会、臨時会</u> 、常任委員	(費用弁償) 第3条 議員が <u>議会の会議</u> 、常任委員会、

会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したときは、日額〇〇円を費用弁償として支給する。	議会運営委員会及び特別委員会に出席したときは、日額〇〇円を費用弁償として支給する。
---	---

参考 通年の会期を選択した場合の規定の読替えの事例(法102条の2第8項)

読替前	読替後
第七十四条 ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から<u>二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</u> 第二百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、<u>議会の審議</u>に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。 (財政状況の公表等) 第二百四十三条の三 2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを<u>次の議会</u>に提出しな	第七十四条 ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から<u>二十日以内に意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</u> 第二百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、<u>定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議</u>に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。 (財政状況の公表等) 第二百四十三条の三 2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを<u>次の定例日に開かれ</u>

なければならない。 3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを<u>次の議会</u>に提出しなければならない。 (第七十五条の規定による監査の特例) 第二百五十二条の三十九 4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から<u>二十日以内に議会を招集し</u>、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。	<u>る会議</u>に提出しなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを<u>次の定例日に開かれる会議</u>に提出しなければならない。 (第七十五条の規定による監査の特例) 第二百五十二条の三十九 4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から<u>二十日以内に</u>、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。
---	---

2 議会の招集手続（公布の日施行）

概要

- (1) 議長による臨時会の招集請求のあつた日から20日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができるものとされたこと。（法第101条第5項関係）
- (2) 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあつた日から20日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、当該請求をした者の申出に基づき、臨時会を招集しなければならないものとされたこと。（法第101条第6項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第百一条 （略） ②～④ （略）	第百一条 （略） ②～④ （略）

(新設)	⑤ <u>第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。</u>
(新設)	⑥ <u>第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。</u>
⑤ (略)	⑦ (略)
第百二条 (略)	第百二条 (略)
②～④ (略)	②～④ (略)
(新設)	⑤ <u>前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。</u>
⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、 <u>前二項</u> の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。	⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、 <u>前三項</u> の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
⑥ (略)	⑦ (略)

例規整備

この改正により整備が必要となる例規は、特にないと思われます。

例規中、改正前の法第101条第5項（招集の告示期限）、第102条第5項（臨時会開会中の緊急事件の付議）及び第6項（会期の決定及び延長）を引用している箇所があれば、これらの項が繰り下げられたことに伴う改正が必要となりますが、これらの項を引用している例規は、通常はないものと思われます。

3 議会運営

<委員会に関する規定の簡素化>（公布の日から6月内施行）

概要

- (1) 委員会の委員の選任等については、条例で定めるものとされたこと。（法第109条第9項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。 ② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。 ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。 ④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 ⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 ⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 ⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。 ⑧ 前項の規定による議案の提出は、文書	第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。 ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 一 議会の運営に関する事項 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 三 議長の諮問に関する事項 ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。 ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。 ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。 ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。 ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

をもつてしなければならない。

- ⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

- ② 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

- ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

- ④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

- ⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

- ② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

- ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。

- ④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(削る)

第百十条及び第百十一条 削除

⑤ <u>第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。</u> 第百十一条 <u>前三条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。</u>	
--	--

例規整備

(1) 条例委任に係る例規整備

委員会に関する規定が簡素化され、条例への委任事項が従来の「委員会に関し必要な事項」から「委員の選任その他委員会に関し必要な事項」に拡大されました。

今回の改正では、委員の選任方法や在任期間に関する規定（改正前の法第109条第2項及び第3項、第109条の2第2項及び第3項並びに第110条第2項及び第3項の規定相当の内容）が法から削られていますので、これらの事項を中心に「議会委員会条例」の整備を行う必要があります。これまでどおりの委員会運営を行う場合でも条例整備は必要であり、その場合には、法から削られた内容を議会委員会条例に盛り込むことになると考えられます。

この改正に係る議会委員会条例の整備については、各議長会から改正例が示されていますので、そちらを御参照ください。

(2) 条項の整理に伴う例規整備

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の規定が一つの条にまとめられたことに伴い、例規中、法第109条から第111条までの規定を引用している箇所については、改正の必要が生じます。このことについての整備例は、下記を御参照ください。

該当例規名 **〇〇市議会会議規則**

該当条文	改正条文
(所管事務等の調査) 第105条 (略) ② 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。	(所管事務等の調査) 第105条 (略) ② 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

＜本会議における公聴会、参考人制度の導入＞（公布の日施行）

概要

- (2) 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができるものとされたこと。(法第115条の2第1項関係)
- (3) 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものとされたこと。(法第115条の2第2項関係)

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
(新設)	<u>第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</u> <u>② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</u>
<u>第百十五条の二 (略)</u>	<u>第百十五条の三 (略)</u>

例規整備

(1) 公聴会、参考人制度の導入に係る例規整備

本会議において公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになることから、議会会議規則中、これらの手続について規定を整備することが考えられます。

この改正に係る議会会議規則の整備については、各議長会から改正例が示されていますので、そちらを御参照ください。

(2) 条項ずれに伴う例規整備

この改正に伴い、法第115条の2が第115条の3に繰り下げられていますので、同条の規定を引用している例規は、改正の必要が生じます。このことについての整備例は、下記を御参照ください。

該当例規名 **〇〇市議会会議規則**

該当条文	改正条文
(修正の動議) 第 1 7 条 修正の動議は、その案をそなえ、 法<u>第 1 1 5 条の 2</u>の規定によるものにつ いては所定の発議者が連署し、その他の ものについては〇人以上の賛成者とともに に連署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第 1 7 条 修正の動議は、その案をそなえ、 法<u>第 1 1 5 条の 3</u>の規定によるものにつ いては所定の発議者が連署し、その他の ものについては〇人以上の賛成者とともに に連署して、議長に提出しなければならない。

(3) 「実費弁償に関する条例」の整備

この改正に伴い、公聴会参加者等に対する実費弁償について定めた法第 2 0 7 条の規定の改正が行われ、本会議の公聴会参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられました（下記新旧対照表参照）。

「実費弁償に関する条例」において、法の各規定を引用して実費弁償の対象を定める規定を置いている場合は、改正が必要となります。このことについての整備例は、下記を御参照ください。

なお、法第 2 0 7 条の改正の施行期日は、法第 1 0 9 条及び第 2 8 7 条の 2 の改正に伴う改正を含むためか、公布日から 6 月内の施行となっています。法第 1 1 5 条の 2 の新設の施行とずれが生じていますので、御注意ください。

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び<u>第百条第一項</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>第百九条第六項（第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）</u>の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに<u>第百九条第五項（第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）</u>の規定による公聴会に参加した	第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び<u>第百条第一項後段（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>第百十五条の二第二項（第百九条第五項において準用する場合を含む。）</u>の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに<u>第百十五条の二第一項（第百九条第五項において準用する場合を含む。）</u>の規

者の要した実費を弁償しなければならない。	定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。
----------------------	----------------------------------

該当例規名 **〇〇市証人等に対する実費弁償に関する条例**

該当条文	改正条文
(証人等の範囲) 第2条 前条に規定する証人等とは、次に掲げる者をいう。 (1) 法第74条の3第3項及び<u>第100条第1項</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>法第109条第6項</u>(<u>法第109条の2第5項及び第110条第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに<u>法第109条第5項</u>(<u>第109条の2第5項及び第110条第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者 (2)～(4) (略)	(証人等の範囲) 第2条 前条に規定する証人等とは、次に掲げる者をいう。 (1) 法第74条の3第3項及び<u>法第100条第1項後段</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>法第115条の2第2項</u>(<u>法第109条第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに<u>法第115条の2第1項</u>(<u>第109条第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者 (2)～(4) (略)

該当例規名 **〇〇市証人等の実費弁償に関する条例**

該当条文	改正条文
(支給対象) 第2条 実費弁償の支給対象となる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>法第100条第1項</u>の規定により市議会の要求に応じて出頭した者 (3) <u>法第109条第5項</u>(<u>法第109条の2第5項及び第110条第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定により常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の公聴会に参加した者	(支給対象) 第2条 実費弁償の支給対象となる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>法第100条第1項後段</u>の規定により市議会の要求に応じて出頭した者 (3) <u>法第109条第5項</u>において準用する<u>法第115条の2第1項</u>の規定により常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の公聴会に参加した者

(4) <u>法第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定により常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人</u> (新設) (新設) <u>(5)～(9)</u> (略)	(4) <u>法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の規定により常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人</u> <u>(5) 法第115条の2第1項の規定により議会の公聴会に参加した者</u> <u>(6) 法第115条の2第2項の規定により議会の要求に応じて出頭した参考人</u> <u>(7)～(11)</u> (略)
--	---

<長等の議会出席義務の免除の手続>（公布の日施行）

概要

- (4) 普通地方公共団体の長等が、議会の議長から審議に必要な説明のために議場への出席を求められた場合において、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合、その旨を議長に届け出ることにより出席することを要しないものとされたこと。（法第121条関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第二百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。	第二百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。<u>ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、こ</u>

(新設)	の限りでない。 ② <u>第百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。</u>
------	---

例規整備

この改正により実質的な影響が生ずる例規は、特にないと思われます。

一方、法第121条にただし書及び第2項が追加されたことから、例規中、同条を引用する箇所については、改正が必要になります。このことについての整備例は、下記を御参照ください。

該当例規名 ○○市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

該当条文	改正条文
(費用弁償)	(費用弁償)
第2条 (略)	第2条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第121条</u> の規定に基づき、委員会の委員長等が説明員として議長の出席要求に応じ、本会議又は委員会に出席したときは、費用弁償として日額〇〇円を支給する。	4 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第121条第1項</u> の規定に基づき、委員会の委員長等が説明員として議長の出席要求に応じ、本会議又は委員会に出席したときは、費用弁償として日額〇〇円を支給する。

備考 改正後の法第121条第1項ただし書は、積極的に出席しなくてよい旨を定めた規定ではないことから、上記の整備例では、引用を同項本文に限定せず、同項全体を引用する規定としています。

4 議会の調査権（公布の日施行）

概要

普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限るものとされたこと。(法第100条第1項関係)

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、<u>選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。</u> ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、<u>前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。</u> ③ <u>第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。</u> ④～⑱ （略）	第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。<u>この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。</u> ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、<u>前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。</u> ③ <u>第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。</u> ④～⑱ （略）

例規整備

この改正により実質的な影響が生ずる例規は、特にないと思われます。
 一方、法第100条第1項が前段・後段に分けられたことから、例規中、同

項を引用する箇所については、改正が必要になります。整備例については、上記第１の３＜本会議における公聴会、参考人制度の導入＞の「〇〇市証人等に対する実費弁償に関する条例」の整備例を御参照ください。

５ 政務活動費（公布の日から６月内施行）

概要

- (1) 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとされたこと。（法第１００条第１４項関係）
- (2) 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとされたこと。（法第１００条第１６項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第百条 （略） ②～⑬ （略） ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務調査費</u>の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 ⑮ 前項の<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 （新設） ⑯～⑰ （略）	第百条 （略） ②～⑬ （略） ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務活動費</u>の交付の対象、額及び交付の方法<u>並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>は、条例で定めなければならない。 ⑮ 前項の<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 ⑯ <u>議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</u> ⑰～⑳ （略）

例規整備

(1) 政務活動費に伴う例規整備

「政務調査費」が「政務活動費」に改められたことから、例規中「政務調査費」の語を用いている箇所については、改正が必要になります。

このほかに、法第100条第14項において「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」とされたことに伴い、従前、使途基準として定めていたものを、これに基づく定めとして規定の整理を行う改正が必要になると考えられます。現行の政務調査費関係の例規においては、使途基準を下位の規程や議長等に委任している事例も見受けられますが、使途基準に相当する「政務活動費を充てることができる経費の範囲」が、「条例で定めなければならない」とされたことから、その基本的事項は、条例で定める必要があると思われます。

なお、公布通知（「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」）においては、「政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、政務活動費の使途の適正性を確保するためにその透明性を高めることなどにより、適切に運用されたいこと。」とのコメントが付記されていますので、御留意ください。

該当例規名 ○○市議会政務調査費の交付に関する条例

※本件については、各議長会から改正参考例が示されることが予想されますので、御留意ください。

該当条文	改正条文
<u>○○市議会政務調査費の交付に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、○○市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、○○市議会における会派（所属議員が2人以上のものをいう。）又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に対し <u>政務調査費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象)	<u>○○市議会政務活動費の交付に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、○○市議会議員の調査研究 <u>その他の活動</u> に資するため必要な経費の一部として、○○市議会における会派（所属議員が2人以上のものをいう。）又は会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に対し <u>政務活動費</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象)

第2条 <u>政務調査費</u>は、会派等に対して交付する。 (交付額及び交付方法) 第3条 会派等に対して交付する<u>政務調査費</u>の年額は、会派に交付する場合にあっては会派の所属議員数に〇〇円を乗じて得た額以内、会派に属さない議員に交付する場合にあっては〇〇円以内とし、毎月、次条に規定する<u>使途</u>に要した額を交付する。 2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、その月の翌月から月割計算により<u>政務調査費</u>の交付額を調整する。 <u>(使途)</u> 第4条 <u>政務調査費は、別に定める使途に使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。</u> ※ 以降の条にも「政務調査費」の語がありますが、割愛します。	第2条 <u>政務活動費</u>は、会派等に対して交付する。 (交付額及び交付方法) 第3条 会派等に対して交付する<u>政務活動費</u>の年額は、会派に交付する場合にあっては会派の所属議員数に〇〇円を乗じて得た額以内、会派に属さない議員に交付する場合にあっては〇〇円以内とし、毎月、次条に規定する<u>経費</u>に要した額を交付する。 2 年度の途中において、新たに会派が結成された場合又は会派の所属議員数に異動が生じた場合は、その月の翌月から月割計算により<u>政務活動費</u>の交付額を調整する。 <u>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</u> 第4条 <u>政務活動費を充てることができる経費は、次に掲げる経費とする。</u> (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 (3) 〇〇〇〇 (4) 〇〇〇〇 ．．．．
--	--

該当例規名 **〇〇市議会基本条例**

該当条文	改正条文
<u>(政務調査費)</u> 第16条 市政に関する<u>調査研究活動</u>に対して交付される<u>政務調査費</u>は、<u>〇〇市議会政務調査費の交付に関する条例</u>（平成〇年〇〇市条例第〇号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、<u>政務調</u>	<u>(政務活動費)</u> 第16条 市政に関する<u>調査研究その他の活動</u>に対して交付される<u>政務活動費</u>は、<u>〇〇市議会政務活動費の交付に関する条例</u>（平成〇年〇〇市条例第〇号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、<u>政務活</u>

査費の収支報告等について公開するものとする。	動費の収支報告等について公開するものとする。
------------------------	------------------------

(2) 項ずれに伴う例規整備

法第100条第16項から第19項までの規定（政府、都道府県による刊行物等の送付、議会図書室）が1項ずつ繰り下げられたことから、例規中これらの項を引用している箇所については、改正が必要になります。

該当例規名 **〇〇市議会図書室規程**

該当条文	改正条文
(趣旨) 第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第100条第18項</u>の規定による〇〇市議会図書室（以下「図書室」という。）の管理等について必要な事項を定めるものとする。 (図書) 第2条 図書室には、次の各号に掲げる図書及び刊行物（以下「図書」という。）を収集保管する。 (1) 法第100条第16項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物 (2) 法第100条第17項の規定により送付を受けた〇〇県公報その他〇〇県刊行物 (3) ～(5) (略)	(趣旨) 第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第100条第19項</u>の規定による〇〇市議会図書室（以下「図書室」という。）の管理等について必要な事項を定めるものとする。 (図書) 第2条 図書室には、次の各号に掲げる図書及び刊行物（以下「図書」という。）を収集保管する。 (1) 法第100条第17項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物 (2) 法第100条第18項の規定により送付を受けた〇〇県公報その他〇〇県刊行物 (3) ～(5) (略)

第2 議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項

1 再議制度（公布の日施行）

概要

- (1) 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときの再議について、その対象を拡大するものとされたこと。（法第176条第1項関係）
- (2) (1)により再議に付された場合の議会の議決のうち条例の制定若しくは

改廃又は予算に関するものについては、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならないものとされたこと。（法第 176 条第 3 項関係）

- (3) 収入又は支出に関し執行することができない議決に係る再議を廃止するものとされたこと。（改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 177 条第 1 項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第七十六条 普通地方公共団体の議会における<u>条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決</u>について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の<u>定めがあるものを除く外</u>、その<u>送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。</u> ② （略） ③ 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。 ④～⑧ （略）	第七十六条 普通地方公共団体の議会の<u>議決</u>について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の<u>定めがあるものを除くほか</u>、その<u>議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）</u>から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。 ② （略） ③ 前項の規定による<u>議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するもの</u>については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。 ④～⑧ （略）
第七十七条 普通地方公共団体の議会の<u>議決が、収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。</u> ② <u>議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。</u> 一 法令により負担する経費、法律の規	第七十七条 （削る） <u>普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。</u> 一 法令により負担する経費、法律の規

定に<u>基</u>き当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費 二 (略) ③ (略) ④ <u>第二項第二号</u>の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。	定に<u>基</u>づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費 二 (略) ② (略) ③ <u>第一項第二号</u>の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。
--	---

例規整備

この改正により実質的な影響が生ずる例規は、特にないと思われま

す。一方、法第 177 条の各項が繰り上げられたことから、例規中、同条を引用する箇所については、改正が必要になります。このことについての整備例は、下記を御参照ください。

該当例規名 ○○市予算編成及び執行に関する規則

該当条文	改正条文
(予算が成立したとき等の通知) 第 12 条 財政課長は、予算が成立したとき、法第 179 条第 1 項の規定により予算について専決処分をしたとき又は法第 <u>177 条第 3 項</u>の規定により <u>同条第 2 項第 1 号</u>の経費及びこれに伴う収入を予算に計上したときは、これを主務課長及び会計管理者に通知しなければならない。	(予算が成立したとき等の通知) 第 12 条 財政課長は、予算が成立したとき、法第 179 条第 1 項の規定により予算について専決処分をしたとき又は法第 <u>177 条第 2 項</u>の規定により <u>同条第 1 項第 1 号</u>の経費及びこれに伴う収入を予算に計上したときは、これを主務課長及び会計管理者に通知しなければならない。

2 専決処分の制度（公布の日施行）

概要

- (1) 専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外するものとされたこと。(法第 179 条第 1 項関係)
- (2) 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなけれ

ばならないものとされたこと。(法第179条第4項関係)

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 ② (略) ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。 (新設)	第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。<u>ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。</u> ② (略) ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。 ④ <u>前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。</u>

例規整備

この改正により実質的な影響が生ずる例規は、特にないと思われます。

一方、法第179条第1項にただし書が新設されたことから、例規中、同項の引用箇所については、改正が必要となる場合があります。このことについての整備例は、下記を御参照ください。

なお、専決処分が不承認となった場合に長が講ずる措置については、地制調

意見に、次のような記述がありますので、御紹介いたします。

長のとる措置の内容については、議会が不承認とした趣旨を踏まえ補正予算や条例改正案の提出及び予算の未執行部分の執行停止を行うことが基本となるものと考えられるが、これら以外にも長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれることとすべきである。

該当例規名 **〇〇市公文例規程**

該当条文	改正条文
(公文書の定義) 第2条 この訓令において公文書とは、次の各号に掲げるもののほか、職員がその職務権限に基づいて作成する文書及び図面をいう。 (1) (略) (2) 議案書及び専決処分書 次に掲げるものについて作成する文書 ア 議案 (略) イ 専決処分 地方自治法第179条第1項又は第180条第1項の規定に基づき、市長が市議会に代わってその議決すべき事件(条例の制定及び改廃を除く。)を処分するもの (3)～(8) (略)	(公文書の定義) 第2条 この訓令において公文書とは、次の各号に掲げるもののほか、職員がその職務権限に基づいて作成する文書及び図面をいう。 (1) (略) (2) 議案書及び専決処分書 次に掲げるものについて作成する文書 ア 議案 (略) イ 専決処分 地方自治法第179条第1項本文又は第180条第1項の規定に基づき、市長が市議会に代わってその議決すべき事件(条例の制定及び改廃を除く。)を処分するもの (3)～(8) (略)

3 条例の公布に関する制度(公布の日施行)

概要

普通地方公共団体の長は、議長から条例の送付を受けたときは、再議その他の措置を講じた場合を除き、その日から20日以内にこれを公布しなければならないものとされたこと。(法第16条第2項関係)

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第十六条 (略) ② 普通地方公共団体の長は、前項の規定	第十六条 (略) ② 普通地方公共団体の長は、前項の規定

により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。 ③～⑤ （略）	により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。 ③～⑤ （略）
---	---

例規整備

この改正により整備が必要となる例規は、特にないと思われます。

例規中、法第16条第2項を引用する箇所があれば、同項にただし書が新設されたことに伴う改正が必要となる場合がありますが、同項を引用している例規は、通常はないものと思われます。

第3 直接請求制度の見直しに関する事項（公布の日から6月内施行）

概要

議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数については、選挙権を有する者の総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とするものとされたこと。（法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が <u>四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数</u> ）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。	第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が <u>四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数</u> ）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地

②・③ (略) ④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が<u>四十万を超える場合に</u>あつては、その<u>超える数に六分の一を</u>乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。	方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。 ②・③ (略) ④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が<u>四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を</u>乗じて得た数と四十万に<u>三分の一を</u>乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に<u>あつてはその八十万を超える数に八分の一を</u>乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。
--	--

※ 第80条、第81条及び第86条の改正は、第76条の改正と同様のため、新旧対照表の掲載については、割愛します。

例規整備

住民投票条例で法第76条と同様の条文を定めている場合には、当該条文について同条に合わせた改正を行うことが考えられますが、人口が80万人以上の地方公共団体でなければ、一般に、改正は不要と考えられます。

第4 国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項

＜大臣による普通地方公共団体の不作為の違法確認訴訟＞（公布の日から6月内施行）

概要

- 1 是正の要求又は是正の指示を行つた各大臣は、次のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の

行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。)に係る普通地方公共団体の行政庁を被告として、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができるものとされたこと。(法第251条の7関係)

(1) 普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会（以下「委員会」という。）に対し、当該是正の要求又は是正の指示に関する審査の申出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき。

(2) 普通地方公共団体の長その他の執行機関が、委員会に対し、当該是正の要求又は是正の指示に関する審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

ア 委員会が審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は是正の指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき。

イ 委員会が当該審査の申出をした日から90日を経過しても審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は是正の指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき。

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
(新設)	<u>(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)</u> <u>第二百五十一条の七 第二百四十五条の五</u> <u>第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の</u>

期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。)に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示

	<u>に係る措置を講じないとき。</u> <u>ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。</u> <u>2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。</u> <u>一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間</u> <u>二 前項第二号イの場合は、第二百五十一条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間</u> <u>三 前項第二号ロの場合は、第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる期間</u> <u>3 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。</u> <u>4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</u>
--	---

例規整備

この改正により整備が必要となる例規は、特にないと思われます。

＜都道府県に対する市町村の不作為の違法確認訴訟の指示＞（公布の日から 6 月内施行）

概要

- 2 都道府県の執行機関に対し、市町村の事務（第 1 号法定受託事務を除く。）の処理について是正の要求をするよう指示を行つた各大臣は、是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、国による違法確認訴訟手続に準じて、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができるものとし、当該指示を受けた都道府県の執行機関は、訴えをもって当該市町村の不作為の違法の確認を求めなければならないものとされたこと。（法第 252 条第 1 項及び第 2 項関係）
- 3 市町村の法定受託事務の処理について是正の指示を行つた都道府県の執行機関は、国による違法確認訴訟手続に準じて、高等裁判所に対し、当該是正の指示を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができるものとし、当該都道府県の執行機関に対し、市町村の第 1 号法定受託事務の処理について是正の指示をするよう指示を行つた各大臣は、当該訴えの提起に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。（法第 252 条第 3 項及び第 4 項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
(新設)	<u>（市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起）</u> <u>第二百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。）を被告として、訴えをもって当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることがで</u>

きる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた

措置を講じないとき。

2 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該市町村の不作为に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作为の違法の確認を求めなければならない。

3 第二百四十五条の七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該指示を受けた市町村の不作为に係る市町村の行政庁（当該指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作为の違法の確認を求めることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起を

せず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

4 第二百四十五条の七第三項の指示を行った各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。

5 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合は、第二百五十一条の六第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間

6 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用する。この場合において、

	<u>同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。</u> <u>7 第二項及び第三項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。</u> <u>8 前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</u>
--	--

例規整備

この改正により整備が必要となる例規は、特にないと思われます。

<都道府県による市町村の不作為の違法確認訴訟>（公布の日から6月内施行）

概要

- 4 条例による事務処理の特例により市町村が処理することとされた事務のうち自治事務については是正の要求を行った都道府県知事は、2の各大臣の指示がない場合であっても、国による違法確認訴訟手続に準じて、訴えをもって当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができるものとされたこと。（法第252条の17の4第3項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
（是正の要求等の特則） 第二百五十二条の十七の四 （略） 2 （略） （新設）	（是正の要求等の特則） 第二百五十二条の十七の四 （略） 2 （略） <u>3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十五条の五第三項の規定による是正の要求（第一項の規定による是正の要求を含む。）を行った都道</u>

<u>3</u> (略)	府県知事は、<u>第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作为の違法の確認を求めることができる。</u> <u>4</u> (略)
---------------------	---

例規整備

この改正により整備が必要となる例規は、特にないと思われます。

第5 一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項

1 組織の変更及び廃止の特例（公布の日から6月内施行）

概要

協議会を設ける普通地方公共団体若しくは機関等を共同設置する普通地方公共団体（以下「関係普通地方公共団体」という。）又は一部事務組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他の全ての関係普通地方公共団体又は他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、協議会若しくは共同設置又は一部事務組合から脱退することができるものとされたこと。（法第252条の6の2、第252条の7の2及び第286条の2関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
(新設)	<u>(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)</u> <u>第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかわらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、協議会から脱退することができる。</u> <u>2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団</u>

(新設)

体が脱退する時までに、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることによ

(新設)	<u>り、共同設置から脱退することができる。</u> <u>2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、協議して当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。</u> <u>3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の規定は、準用しない。</u> <u>4 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。</u> <u>5 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。</u> <u>6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</u> <u>（脱退による組織、事務及び規約の変更の特例）</u> <u>第二百八十六条の二 前条第一項本文の規</u>
-------------	--

	<u>定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。</u> <u>2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時まで、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。</u> <u>3 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。</u> <u>4 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となつたときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</u>
--	--

例規整備

市町村の例規においては、この改正により整備が必要となるものは、特にないと思われます。

一方、協議会、共同設置又は一部事務組合の規約において、脱退の手続について規定している場合には、法第252条の6の2、第252条の7の2又は第286条の2の規定と矛盾がないように、整備を行う必要があります。

2 特例一部事務組合（公布の日から6月内施行）

概要

- (1) 一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することとすることができるものとされたこと。（法第287条の2第1項関係）
- (2) (1)の一部事務組合（以下「特例一部事務組合」という。）の管理者は、法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならないものとされたこと。（法第287条の2第2項関係）
- (3) 特例一部事務組合の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならないものとされたこと。（法第287条の2第5項関係）
- (4) 特例一部事務組合にあつては、法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとするところとされたこと。（法第287条の2第9項関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
(新設)	<u>（特例一部事務組合）</u> <u>第二百八十七条の二 一部事務組合（一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することとすることができる。</u> <u>2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもって組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があると</u>

きは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。

6 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に報告し、提出し、又は勧告することによつて行うものとする。

7 前編第六章第一節（第九十二条の二の規定に限る。）、第二節（第百条第十四項から第二十項までを除く。）及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十八条、第九十九条、第百条第一項から第五項まで及び第八項から第十三項まで、第百条の二並びに第百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規

約で定めるところにより、法律」と、第二百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

- 8 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合においては、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これを」とあるのは「当該条例を」と、第四百五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第七十六条（第三項を除く。）、第七十七条第一項及び第二項、第七十九条第二項から第四項まで、第八十条、第九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二十八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百

五十二條の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六條中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第七十六條第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第七十九條第一項中「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「議会の」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七條の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第八十條第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七條の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同條第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百十九條第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七條の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二條の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二條の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と、第二百五十二條の四十第四項中「議会から」

	とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。 9 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができる。
--	--

例規整備

市町村の例規においては、この改正により整備が必要となるものは、特にないと思われます。

一方、この改正により、その議会を構成団体の議会をもって組織しようとする一部事務組合は、当該一部事務組合の規約において、その旨の規定をする必要があります。

3 広域連合の理事会（公布の日から6月内施行）

概要

広域連合には、規約で定めるところにより、執行機関として、長に代えて理事をもって組織する理事会を置くことができるものとされたこと。（法第291条の13関係）

【地方自治法新旧対照表】

改正前	改正後
（一部事務組合に関する規定の準用） 第二百九十一条の十三 <u>第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。</u>	（一部事務組合に関する規定の準用） 第二百九十一条の十三 <u>第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十</u>

第一項」と読み替えるものとする。

例規整備

市町村の例規においては、この改正により整備が必要となるものは、特にないと思われます。ただし、「後期高齢者医療に関する条例」などにおいて言及する広域連合長に係る広域連合が、法第291条の13において準用する法第287条の3第2項の規定により長に代えて理事会を置く場合には、「広域連合長」を「理事会」に改める改正が必要になるものと思われます。

一方、この改正により、長に代えて理事会を置く広域連合は、当該広域連合の規約において、その旨の規定をする必要があります。また、その場合には、その例規中「広域連合長」とある箇所を「理事会」又は「理事」に改める必要があります。

該当例規名 ○○市後期高齢者医療に関する条例(該当の広域連合が理事会を置く場合の整備例)

該当条文	改正条文
(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する<u>○○県後期高齢者医療広域連合長</u>（以下「<u>広域連合長</u>」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し (5) (略) (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する<u>広域連合長</u>が行う処分に係る通知書の引渡し (7)・(8) (略) (9) 広域連合条例第22条第1項の修	(市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する<u>○○県後期高齢者医療広域連合の理事会</u>（以下「<u>理事会</u>」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し (5) (略) (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する<u>理事会</u>が行う処分に係る通知書の引渡し (7)・(8) (略) (9) 広域連合条例第22条第1項の修

正の申出に対する<u>広域連合長</u>が行う処 分に係る通知書の引渡し (10) (略)	正の申出に対する<u>理事会</u>が行う処分に 係る通知書の引渡し (10) (略)
---	---